

令和4年第5回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年5月31日(火) 13時35分			
出席委員 (19名)	1番	二月田	努	
	2番	中 園	真 一	
	3番	相 良	悟	
	4番	鎌 田	陽 一	
	5番	中 村	優 志	
	6番	田 代	一 友	
	7番	松 下	さえ子	(会長職務代理者)
	8番	有 村	啓 太	
	9番	東 鶴	昭 雄	
	10番	上 原	雄 二	
	11番	清 水	和 子	
	12番	岡 村	勝 敏	
	13番	山之内	悟	
	14番	笹 峯	久 雄	
	15番	大 山	茂 美	
	16番	長 崎	恵里子	
	17番	今 村	浩 一	
	18番	常 盤	信 一	
	19番	槐 島	睦 夫	(会 長)
欠席委員 (名)				
事務局 振興農地グループ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長	下久保 弘
	主 査	藤原 卓也	主 査	徳永 香理
	主 事	鵜瀬 祐樹	主任主事	中村 真貴子 水迫 時巳
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p>			

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>それでは令和4年第5回霧島市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につ</p>

	きましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が2件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査員の報告を求めます。 まず、国分1を13番委員。
13番委員	1号1番について報告いたします。届出地は敷根地区コミュニティ広場の南に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。これについては後で5条申請のところから出てきますが、6号9番で保育園施設ができるということであり、その表土を盛り付けるといってございまして。現在は不耕作地であり、表土の捨て場として使われるのではなく、ちゃんと畑として利用してくださいと確約をいただいております。工事内容は盛土を30cmから50cmとし、周囲は四方をコンクリートブロックで囲むものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	次に、隼人2を10番委員。
10番委員	1号2番を報告します。届出地は原公民館の西に位置しており、現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は、境界は四方をコンクリートブロック擁壁で囲み、盛土は隣接農地より10cm下がり仕上げのものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等ございませんか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	ご質疑がないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定110件、中間管理権の設定19件の合計133件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が32件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
--------	---

事務局	議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定について報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 4 件、筆数 8 筆、面積 16,293 m <sup>2</sup> 、利用権設定 110 件、筆数 201 筆、面積 279,119 m <sup>2</sup> 、中間管理権設定 19 件、筆数 24 筆、面積 55,075 m <sup>2</sup> 、このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑なしと認めます。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 11 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園 1 を 6 番委員。
6 番委員	3 号 1 番を報告いたします。申請地は牧園八区多目的共同施設の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 714 m <sup>2</sup> であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
議長（会長）	次に、国分 2 から 4 を 13 番委員。
13 番委員	3 号 2 番から 4 番までを続けて報告いたします。 まず 3 号 2 番です。申請地は国分南中学校の西・北・東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 8 年 7 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されています。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,724 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして、3 号 3 番について報告いたします。申請地は木場集会所の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,524 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして、3 号 4 番について報告いたします。申請地は上之段公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で

	農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 8,355 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、溝辺 5 を 3 番委員。
3 番委員	3 号 5 番について報告いたします。地区担当の 1 番委員と同行して調査をいたしました。 申請地は溝辺小学校の東に位置し、現況は畑であります。長年、不耕作地でありましたが、現在、重機で畑に復活されております。この辺はタバコの耕作地帯でしたが、その後、皆さんタバコをやめられまして、大分荒れた地帯となっております。現在、畑に復活していただいております。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 30,751 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 6 を 9 番委員。
9 番委員	3 号 6 番。申請地は下小脇公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 63,632 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 7 を 11 番委員。
11 番委員	3 号 7 番の報告をいたします。申請地は三体小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,589 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 8 を 2 番委員
2 番委員	議案第 3 号 8 番。申請地は野上自治公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には受人の※※さんが使用収益権を設定している。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 12,375 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 9 と 10 を 5 番委員
5 番委員	3 号 9 番を報告します。申請地は市営真孝団地の北と西に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,915 m <sup>2</sup> で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして、3 号 10 番を報告します。申請地は野久美田公民館の南東に位置し、現況は田で

	ある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,826㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人11を10番委員
10番委員	3号11番を報告します。申請地は原公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,886㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更3件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、国分1を13番委員。
13番委員	4号1番について報告いたします。申出地は、平下公民館の北東に位置し、現況は農業用倉庫である。平成元年建築済であり始末書が添付されています。用途区分変更目的は、農業用施設にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分2を18番委員
18番委員	4号2番を報告いたします。申出地は、国分中学校の北西に位置し、現況は田である。用途区分変更目的は、農業用施設として利用するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されています。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺3を1番委員。
1番委員	4号3番。申出地は、宮脇公民館の北に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的は、牛舎1棟とロール置場にするものである。周囲の農地の用排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。許可に附すべき条件としまして、糞尿の適切な処理によりハエ、カラス、悪臭等の防止を図ることをお願いしたい。周りに畑、果樹等、園芸等ずっとやっております。

	すので、鳥獣被害とか臭いの被害を少しでも軽減できるようにお願いしたいと思います。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について何かご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、附すべき条件もございますが、質疑を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての用途区分変更3件につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件については承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、牧園1と2を16番委員。
16番委員	まず、5号1番について報告いたします。申請地は安楽公民館の南西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で山林にしたという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものでありますが、既に植林済です。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 続きまして5号2番。申請地は安楽公民館の南西に位置し、現況は作業小屋等があります。なお、年月日不詳で建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は作業小屋を建築するものでありますが、既に建築済であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3を10番委員。
10番委員	5号3番を報告いたします。申請地は上野公民館の南東に位置し、現況は教習所である。なお、令和3年3月頃造成工事をしてしまったという始末書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ。転用目的は教習所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われ。以上です。
議長（会長）	それでは報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 26 件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 6 番委員。
6 番委員	6 号 1 番を報告いたします。申請地は重久公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 2 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	同じく国分 2 を 5 番委員。
5 番委員	6 号 2 番を報告します。申請地は国分湊地区自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく国分 3 を 4 番委員。
4 番委員	6 号 3 番を報告いたします。申請地は国分湊地区自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 14 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、溝辺 4 を 6 番委員。
6 番委員	6 号 4 番。申請地は論地公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設と第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、国分 5 から 8 まで 4 番委員。
4 番委員	6 号 5 番から 8 番を続けて報告いたします。 まず 6 号 5 番。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 6 号 6 番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南東に位置し、現況は駐車場である。なお、年月日不詳に駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場として利用するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

	<p>続きまして 6 号 7 番を報告いたします。</p> <p>申請地は福島地区コミュニティ併用施設の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 8 番を報告いたします。申請地は国分湊地区自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画として利用するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 9 を 13 番委員。
13 番委員	<p>6 号 9 番について報告をいたします。申請地は敷根コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は保育園施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 10 を 17 番委員。
17 番委員	<p>はい。6 号 10 番。申請地は郡山公民館の南に位置しており、現況は不耕作地でございます。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所 1 棟と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分 11 から 14 まで 18 番委員。
18 番委員	<p>6 号 11 番から 14 番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず、6 号 11 番。申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>6 号 12 番。申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われま。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>13 番。申請地は小畑公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>14 番。申請地は新町公民館の北西に位置し、現況は畑であります。農地区分は第 3 種農地の</p>



	<p>都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は貸資材置場にすることであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の一部を一体利用するものです。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 15 と 16 を 3 番委員。
3 番委員	<p>15、16 番を報告いたします。</p> <p>15 番。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。</p> <p>次に 16 番です。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく溝辺 17 を 14 番委員。
14 番委員	<p>6 号 17 番について報告いたします。申請地は陵南駐在所の南に位置し、現況は通路と駐車場である。なお、平成 7 年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路と駐車場にするものであるが、既に実行済である。また、隣接地宅地と道路の 498.58 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積は 573.58 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 18 から 20 まで 5 番委員。
5 番委員	<p>6 号 18 番を報告します。申請地は里上公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 19 番を報告します。申請地は隼人塚団地公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 20 番を報告します。申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 26 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地、水路、通路の 582.34 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 7,912 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>

議長（会長）	同じく隼人 21 から 24 まで 10 番委員。
10 番委員	<p>それでは、6 号 21 番から 24 番まで報告をいたします。</p> <p>まず、6 号 21 番。申請地は駅前第 1 公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 22 番。申請地は中道 2 公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 23 番。申請地は内山田中道公民館の西に位置し、現況は不耕作と一部山林である。なお、年月日不詳で一部植林、一部造成前の農地法 5 条申請の提出義務がありました。このことを承知していなかったという始末書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 6 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われす。</p> <p>6 号 24 番。申請地は沢馬場公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山 25 と 26 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>6 号 25 番と 26 番を代理報告いたします。</p> <p>まず、6 号 25 番について報告します。申請地は福山高等学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 26 番について報告いたします。申請地は福山高等学校の東に位置し、現況は造成済である。なお、昭和 56 年 6 月頃造成し、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は社宅 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 335 m<sup>2</sup>を一体利用するものであり、また、その同意は得られている。全体計画面積は 868 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
17 番委員	はい。
議長（会長）	はい。17 番委員
17 番委員	6 号 1 番ですが 1 種農地の集落接続施設ということですが、以前その下の方で用途変更が

	あったように思うのですが、農用地区域の線引きはどこになりますか。
事務局	〔プロジェクターにより現地付近の航空写真を投影し、農用地区域の境界線、第1種農地に該当する農地の広がり等について説明。〕
議長（会長）	ということで、集落接続施設という要件になるということによろしいですか。
17番委員	はい。
議長（会長）	他に質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。隼人1と2を10番委員。
10番委員	7号1番と2番を報告いたします。 1番。申請地は上野公民館の南東に位置し、現況は教習所である。転用目的は教習所を建築するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。 続きまして7号2番です。申請地は沢馬場公民館の西に位置し、現況は不耕作である。転用目的は建売住宅3棟を建築するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。 以上で、令和4年第5回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	それでは、事務局より目標設定について説明いたしますので、そのままお待ちください。 事務局。
事務局	〔事務局より「令和4年度最適化活動の目標の設定等」案の説明〕
議長（会長）	只今、事務局より「令和4年度最適化活動の目標の設定等」案の説明がありましたが、この目標案については、各地区の推進会におきまして、内容の説明及び承認をいただいているとの説明でした。 つきましては、目標の設定案の承認について、皆様方にお諮りをいたします。 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」案につきまして、承認される方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」案につきましては、承認することに決定いたしました。 つきましては、今後、この目標をもとに活動してまいりますので、よろしく願いいたします。最後に皆様方から何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和4年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時40分

9番 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

19番 \_\_\_\_\_